

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一)

望 月 真 澄

はじめに

日蓮教団史の研究を行なうための基礎的な材料となるものに文献史料がある。これは、その研究のデータとなるとともに、教団の構造を解明するためには不可欠の要素となっている。

この文献史料の中に、宝物と呼ばれるものがある。⁽¹⁾現在、日蓮宗寺院にある宝物は、(1)寺院の開創以来伝わってきたもの、(2)檀家・信者より寄進されたもの、(3)歴代各上人が蒐集したものの、のいずれかであり、過去に火災・盗難・紛失等があったものの、現在は大切に格護されている。

こうして、先師が所持・蒐集した宝物類はそのものが有する時代背景や当時の信仰を知る貴重な手掛りになると思われる。

しかし、従来宝物に関する研究は、伝来・蒐集の観点から、その中でも日蓮聖人の真蹟遺文に関して検討を加えたものが多く、⁽²⁾管理面をテーマとして扱った論稿はほとんど皆無といつてよい。

そこで、本稿は宝物管理の観点から、その方法を歴史的に追求し、その時代における管理のあり方を問うてみたものである。具体的には、(1)、宝物格護の制規、(2)、宝物の散逸・盗難、(3)、宝物の蒐集・整理、(4)、宝物の修理・保

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一)(望月)

存、(5)、宝物の貸借・公開のそれぞれの面から追求し、今回はその中の(1)、(2)を扱ってみた。

なお、検討に際しては、江戸時代に着目し、その時代に多くの宝物を所蔵していたとされる身延山久遠寺、中山法華経寺等の事例を中心に考察してみることにはしたい。

一

まず、江戸時代の宝物格護の制規について宝物管理の掟書よりみていくことにしよう。

江戸時代における寺院の宝物は、主に宝物収蔵庫(宝蔵)に格護されていたが、身延久遠寺の場合をみると、東蔵・中蔵・西蔵の三つの蔵に分納されていたことが明らかにされている。⁽³⁾

宝永四年(一七〇七)の「由緒書」をみると、⁽⁴⁾

一、延山ニ祖師之漫荼羅消息其外古仏等、倭漢之世財法財数多御座候、具ニ者難レ記候、と、宝物が数多くあることが記されている。

これらの宝物類を格護するため、身延三十一世日脱は天和元年(一六八一)に宝蔵の掟書を出している。⁽⁵⁾

その「西蔵定」の二カ条目に、

一、此蔵之書物東蔵^五不^レ可^レ入事、

と、東西の蔵の宝物を区別して管理すべき旨が示され、三カ条目に、

一、惣^一書籍出入之時節貫首^五可^レ遂^三其断一事、

と、書物を出し入れする時は、貫首(法主)に断らなければならないことをあげ、四カ条目には、

一、惣而此蔵之書物不_レ可_レ致_二借用_一事、

と、宝蔵の書物を借し出してはいけない旨が示され、五カ条目には、

一、初為_二取出_一之箱_五必可_二納置_一事、

と、出し入れをきちんとするよう訓辭し、以上の簡条書をこの宝蔵へ出入する者は必ず一覽するよう定めている。

この脱師定書は、江戸時代の身延文庫の宝物管理の指標となつたが、それを受け三十三世の日亨も、正徳二年（一七二二）に「蔵書定メ書キ」を出している。

これによると、「後代之貫首閑暇之節東西二蔵之書物改_レ之代々之筆肝要ノ書ハ西蔵ニ収之」と、貫首が宝蔵の整理を行ない、貴重な書物は西蔵に収めるよう言い渡し、「一兩年ニ一度モ虫払可有之」と、書物の虫干しの必要性、すなわち保存管理の必要性を記している。また、「東西二階ノ書物之内古キ書本之經疏等、經蔵板行ニ有_レ之類虫入ハ経穴ニ収之」と、虫喰いがある書物は、宝蔵とは別の場所へ移すようにして、虫喰いが広まらないよう書物を分納するような気配りもされている。

四十一世日妙も、このあと宝曆七年（一七五七）に「西蔵定」を出し、一カ条目に、

一、書籍法度之儀者、脱師式目之通可_レ仕事、

と、前述の三十一世日脱の定書の通りにすべきとし、二カ条目に、

一、惣而此蔵_五入置候品ニ於_二出入_一之節者、貫首_五可_レ遂_二其断_一事、

と、やはり貫首が管理の責任者であるとしている。また三カ条目には、

一、貫首出府之節無_レ廻用事 於_レ有_レ之者衆評之上五老僧並 当番立会_ニ而可_レ致_二開封_一事、

近世日蓮宗寺院の宝物管理について（一）（望月）

と、貫首が不在の時に宝蔵をあける場合は、五老僧と当番が立合うよう厳重な対処がなされている。そのあと、「封印者五老僧並当番中可為印判事、右之条々此蔵正出入之仁者、致三覽一堅可三相守二者也」と、宝蔵の封印は五老僧と当番の印判が必要であった。

正徳二年(一七一二)に日亭が記した「甲州身延諸堂細調録」をみると「貫首在山之節者蔵ノ外戸貫首方丈ノ院主五老僧ノ内当番已上三判印、封貫首在江ノ節者方丈院主五老僧ノ内当番兩封永代不可違之者也」と、貫首不在の時は方丈の院主、五老僧のうち当番以上の三判印が必要とし、在山の節は方丈・五老僧のうち当番が封をすることになっている。この五老僧による宝物護持の職責は宝暦七年(一七五七)の「衆評席式目」にもみられ、彼らは貫主と共に大きな責任を果たしていたといえる。

比企谷妙本寺の場合をみると、天正十六年(一五八八)に両山十二世日愷が定書を認めている。

一、比企谷妙本寺之御靈宝縦雖為一字任自意不須取之事、

一、若於遠処拝覽之望有之者老僧且持參之不可留他所早速可納宝蔵之事、

右之旨於違背者可蒙三宝祖師之御罰者也後代貫首書此一紙可被納宝蔵者也

天正十六年^戊七月廿五日

日愷 御在判

これは、一カ条目に宝物を格護する旨が、そして、二カ条目には宝物の他所への出し入れに關しての注意が払われていたことが知られる。つまり、これは宝物を格護すべき制規として定められたもので、この定書に背いたら「三宝祖師之御罰」を蒙るとあり、後代の貫首への定書とされていたことがわかる。

また、中山法華経寺では、早くも永仁七年（一二一九）の日常置文に、「聖人御書並六十卷以下聖教等、不可出寺中事」とあることより、聖人滅後間もなく聖教類に関する掟書が出され、これらは門外不出であるとしている。

この置文は、歴代の貫主に遵守され、江戸時代に入っても十四世日通は、慶長十一年（一六〇六）に「本妙法華経寺御霊宝一字一点¹³不可紛失」ということを誓約し、以後歴代の貫主が署判を加えている。以降、聖教類をはじめとする宝物類は同寺の鬼子母神堂内に奉安され、ここで貫主管理のもとに格護されることになった。¹⁴

こうした寺院側の宝物格護の姿勢は、檀信徒、講中にも受け継がれ、中山法華経寺の講中で市川市大野にある大野講では、幕末戊辰戦争の折に聖教類を大野浄光寺へ避難させるような積極的な格護の姿勢をみせ、八月十日の中山の「御霊宝虫私会」には境内の草刈りを行なうなど、寺院行事にも参加している。¹⁵

みられるように、中山では宝物格護に関して貫主をはじめ一山の道俗が遵守して今日に至っているが、十一世日典の代に問題がおこっている。「治要録」に

凡正中山ノ宝蔵ハ祖師一期之書記靈宝数多有^レ之故三代聖人懇ニ誠^レ之嚴重之掟有^レ之、然十一世日典師常住持トシテ三代聖人之掟ヲモ忘失シ、宗門興隆之志モ薄クシテ自身親キ人ニハ祖師之真蹟ヲモ猥リニ切割与ヘラレシ事日本國中ニ隠レナカリシ故、堺妙国寺開山日珙師ハ其時宗門之碩学棟梁ナリシ故早く聞^レ之深歎^レ之、中山へ参詣シテ頻諫曉アリシカトモ典師更ニ不^レ用^レ之、是以不^レ得^ニ止^{コト}ヲ^ニ到^ニ駿府^ニ奉^レ愁^ニ訴^{東照宮}、

とあるように、十一世の日典が三代上人の掟書を忘れて不将を行なっていることを堺妙国寺日珙は歎き、幕府に訴えている。寺社奉行において糺明の上、日典は退寺と判決が下され、後住は日珙が勤めることになった。¹⁷とくに、「住持トシテ三代聖人之掟ヲモ忘失シ」、「自身親シキ人ニハ祖師之真蹟ヲモ猥リニ切割与ヘ」といった点が管理の上で

も問われるところであったと考えられる。

二

中世では、任職の置文によって後住に宝物格護の清規が伝えられ、讓状によってそれに掲げられた宝物が後住に譲り与えられ、任職交代の度にこれは遵守された。

それでは、次に宝物の散逸・盗難防止策を検討してみましよう。

江戸時代の寺院では、任職が交代したり無任になったりすると、宝物の管理が問われることになる。

千葉県玉造の蓮華寺では、「種々靈宝等破談林之刻宗義乱数年無住故、什物等悉乱ル也」と、無任になったので宝物が紛失してしまうとし、管理の面で任職の必要性を物語っている。

また、備前牛窓の本蓮寺では、

一、御靈宝一乱之節無人^ニ無用ニ依^レ有^レ之本山へ申達シ万一本蓮寺破却申候共、損失不^レ申様ニ念入書中取り替へシ、寛文七年未^末十月ニ播州赤穂^五引退ケ、坂田左近右門ト申仁之藏へ預ケ置キ、寛文十三ノ冬当寺へ引迎^五、寺僧并志残レル檀方へ以^テ注^文、悉相渡シ如^レ元付置候事^⑩。

と、宝物が紛失の際は本山へ連絡するとし、寺が破却の時には紛失しないような方策がとられていたことが窺える。それも、寛文六年(一六六六)七月中旬に檀越が全て神道に改宗し、同七年九月下旬に神道になった者に授法札を押しさせた危機を察して、翌十月に宝物を赤穂へ引移し、寛文九年(一六六九)五月に寺が焼かれ、仏像が十二体も盗み出された折もあった。そして漸く一件が落着し、弟子が帰山した寛文十三年(一六七三)冬に宝物を引戻す、といっ

た事態があつたからであり、⁽²⁰⁾ こうした危機に対する処置を任職が行なっていることは注目に値するといえよう。

また、中山法華経寺の貫主は前述した如く十二世日琬より上方三山輪番となるが、⁽²¹⁾ 次の「永輪番式目」⁽²²⁾ をみると、

正中山就永輪番相定法式

一、当山御靈宝如^二日窓師之目錄^一可^レ奉^二堅守護^一事、

と、二十二世日窓の宝物目錄の通り格護すべきであるとしている。⁽²³⁾

身延末寺の三島本覚寺では、

謹言上

今度本覚寺御靈宝之品付而蒙^二御勘當^一候所御有免之處忝奉^レ存候、依^レ之從^二養珠院様^一被^レ下候十五兩金子を以御

靈宝調法仕物相納可^レ申候、自今以後本覚寺什物紛失不^レ申候様可^レ仕候、此旨於^二違背^一者可^レ蒙^二仏祖之御罰^一者也、

仍手形如^レ件、

寛永第十^西卯月二日

智執院

日然(花押)

身延山

御納所⁽²⁴⁾

と、寛永十年(一六三三)に御靈宝が紛失したが養珠院お方の方によって買い戻されており、本寺の久遠寺に「此旨

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一)(望月)

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一)(望月)

於違背者 可蒙佛祖之御罰者也」と宝物を紛失しないよう誓っている。

寛文元年(一六六一)に、身延で土蔵出入があつた際も山内支院の僧侶は、「御靈宝御消息御代々御本尊諸難敷等并什物ノ諸道具金銀錢衣服等惣而不依何一物も盗取私遣不申候、少も依通無之候」と、本院の宝物を盗んでいない旨の書付を認め、「若偽り於申ニ而ハ法華經中ノ一切三宝ノ御罰可罷蒙者也」と結んだ起請文を提出している。⁽²⁶⁾
また、文久三年(一八六三)に身延の宝蔵の風呂釜が盗み出された時も⁽²⁶⁾

口上書

一、此度什宝之内大切之品致紛失ニ付、御尋ニ預リ候得共銘々一圓存不レ申候間、已後何レ之御糺御座候共急度申披可レ仕候、為レ急連印差出候 以上、

文久三年 癸亥 正月日

門徒当番

出役他行中 鏡闕院(花押)

智観院(花押)

智章院(花押)

(後略)

と、当番鏡闕院他は本院へ誓状を出している。

このように、末寺が本寺へ、支院が本院へ、それぞれ宝物護持に関する誓状(起請文)が提出され、宝物散逸・盗

難の際には嚴重な処置が施されていたことがわかる。

また、この護持の姿勢は宝物に限らず什器・什物類の場合にも見受けられる。

次の史料は、中山法華経寺の地中智泉院住職である日尚が、天保十二年（一八四一）に寺社奉行所へ召出されたことに関するものである。

差上申一札之事

一、当寺地中智泉院日尚儀、只今從_二御奉行所_一御差紙頂戴直々御召連被_レ遊候、依_レ之拙僧共儀被_二召出_一御一同御立合之上御改之上智泉院寺附之什物并諸道具共御預被_二仰付_一奉_レ畏候、然ル上者万_一御預之品紛失等有_レ之候者、如何様之越度ニモ可_レ被_二仰付_一候、且又無住之義ニ付火之元之義ニ付テモ不_二申及_一、万端入念可_レ仕旨被_二仰渡_一是又奉_レ畏候、為_二後証_一仍_而如_レ件、

天保_{（十二）}年五月廿七日

下総国葛飾郡中山

法華経寺院代 本融院 印

法華経寺代 法宣院 印

阿部伊勢守様御内

羽田閑蔵殿

菊地欣一郎殿

(28)

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一) (望月)

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一)(望月)

これによると、住職不在の間、関連寺院である本融院・法宣院が什物や諸道具類を預かる旨が示されている。ここでも、(一)、什物類が紛失した場合は関連寺院の責任である、(二)、無住の間は火の元に注意を払う、の二点の誓約にみられるように、散逸を防ぐよう心掛けている点が注目される。

まとめに——若干の展望——

以上、みてきたように江戸時代の寺院の宝物管理権は住職に委ねられ、日蓮聖人関係の聖教類が多い身延、中山では宝蔵掟書や貫主置文によって格護されていた。また、無住や住職留守の間も紛失を逸れるため宝物は、本寺や関連寺院(法類寺院)によって管理され、万全が期されていたのである。

最後に、若干の展望を試みて終わりにしたい。

中世の日蓮宗寺院の宝物管理は、日蓮遺文の蒐集、格護に重点が置かれたが、近世に入ると聖人真

補表 身延の宝物目録

年 号 (西曆)	題 名	
明応～永正期	大聖人御筆目録	12世日意代
慶長 8 (1603)	身延山久遠寺御靈宝記録	21世日乾代
10 (1605)	身延山久遠寺蓮祖御真輸入函之次第	22世日遠代
万治 3 (1660)	甲州身延山久遠寺蓮祖御真輸入函之次第	28世日奠代
寛文 8 (1668)	書籍目録	29世日筵代
12 (1672)	御書并御聖教目録	〃
延宝7 (1679)	東土蔵二階御靈宝目録	31世日脱代
正徳 2 (1712)	西土蔵宝物録	33世日亨代
享和 2 (1802)	東蔵奥二階什物改帳	51世日全代
安政 6 (1859)	身延山久遠寺什物改控帳	68世日実代
〃 (〃)	靈宝目録	〃
万延元 (1860)	什物書籍目録	69世日琢代
〃 (〃)	久遠寺常住書籍目録	〃
(年欠)	西土蔵東土蔵御靈宝目録	

[出典：身延山久遠寺文書]

蹟の蒐集のみならずそれらの修理、保存、また歴代先師関係の宝物や写本類の増加によってこれらの宝物の管理にせまられ、その散逸・錯綜を防ぐため、分類整理、宝物目録の作成が必要になってきた。

これを身延の場合でみてみると、補表のようになる。

現存する宝物目録の中で、十二世日意より二十九世日蓮までは真蹟御書が中心である。それが三十一世日脱の「脱師目録」に至ると初めて、その他の宝物類まで目録に書き上げられている。そして、典籍目録が二十九世日蓮代に、「東土蔵宝物目録」が三十一世日脱代に出来、靈宝蔵が二十八世日奠代に建立されているところから、この時期に身延の宝物が分類格護されていたと考えられる。この点に関しては、次回を期したいと思う。

〔註〕

- (1) 宝物とは、広義に解釈すると寺院や神社に古くから伝わる宝物類をいうが、具体的には古文書・典籍類・什器・仏像・書画幅等を目指す。
- (2) 特に、日蓮聖人真蹟遺文に関しての研究が中心で、その代表的なものに鈴木一成氏『日蓮聖人遺文の文献学的研究』、浅井要麟氏『日蓮聖人教学の研究』、高木豊氏「近世初頭における関西日蓮教団の動向」(宮崎英修編『近世法華仏教の展開』所収)がある。
- (3) 嘉永七年(一八五四)『身延山諸堂記』(身延久遠寺文書)。「身延文庫所蔵文書、絵画目録」解説。
- (4) 身延久遠寺文書。
- (5) 右同。なお、現存するものは「東蔵定」と「西蔵定」の二つである。
- (6) 久遠寺文書。
- (7) 右同。
- (8) 藤井教雄編『御本尊鑑 遠沾院日亨上人』所収。
- (9) 『身延山史』一七三頁。同書によると宝蔵は古来より貫主一人の封印であったが、日亨代に至り老僧評定中相識し、方丈老僧相封となったとしている。

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一)(望月)

近世日蓮宗寺院の宝物管理について(一)(望月)

(10) 身延覚林坊藏(林是晋氏)「近世における身延山支院の組織について」、『日蓮教学研究所紀要』三号掲載資料)。

(11) 『大田区史』資料編佛寺2(二〇頁所収)。

(12) 中尾鶴編『中山法華経寺史料』二七頁。

(13) 「本末連判帳」(『千葉県史料』中世篇諸家文書、二八一～二八五頁)。

(14) 法華経寺の聖教類の一部は、明治三十二年五月に盗難に遭ったが(中山法華経寺誌編纂委員会編『中山法華経寺誌』五四九頁)、他は歴代の貫主に遵守され、今日に至っている。また、昭和六年に聖教殿の竣工に伴い、日蓮聖人の真蹟やこれに準

ずる重要文書に限って、鬼子母神堂から同所に移動されており、これは分散管理の面から注目される。

(15) 『中山法華経寺誌』四六七頁。

(16) 『日蓮宗宗学全書』(以下「宗全」と略称)二十卷三三～三四頁。

(17) 『中山法華経寺誌』七四頁。

(18) 『宗全』二十二卷一六六頁。

(19) 『宗全』二十三卷五八頁。

(20) 右同五七頁。

(21) 『中山法華経寺誌』七四頁。

(22) 『宗全』二十卷一八四頁。

(23) 寺尾英智氏は、中山の真蹟遺文は「日常目録」・「日祐目録」以降増加と散失をくり返し、天正末年までにこれは終了し、現藏とはば一致するのは近世初期「日窓目録」に至ってであるとしている(『中山法華経寺における真蹟遺文の伝来過程について』、『日蓮教学研究所紀要』十二号所収)。

(24) 身延久遠寺文書。

(25) 右同。なお、この起請文は、寛文二年(一六六二)の意真、同三年の妙法坊、同六年の利山、発給の三通が現存する。

(26) 「御藏紛失物取調方便帳」(身延久遠寺文書)。

(27) 身延久遠寺文書。

(28) 「智泉院召捕一件諸事控」(『宗全』二十三卷一三六頁)。

(29) 日亨記「甲州身延諸堂細調録」(『御本尊鑑 遠沾院日亨上人』所収)。